

平成 31 年度

和歌山家庭裁判所事務分配等規程

平成 30 年 12 月 14 日

(平成 31 年 1 月 10 日一部改正・1 月 23 日施行分)

(平成 31 年 3 月 8 日一部改正・4 月 1 日施行分)

和歌山家庭裁判所

一 目 次 一

第1編 裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び裁判事務の代理順序

第1章 本庁

第1条 裁判官の配置	1
第2条 裁判事務の分配	1
第3条 開廷日割	7
第4条 裁判事務の代理順序	8

第2章 田辺支部

第5条 裁判官の配置	8
第6条 裁判事務の分配	8
第7条 開廷日割	10
第8条 裁判事務の代理順序	10

第3章 御坊支部及び新宮支部

第9条 裁判官の配置等	11
-------------	----

第4章 その他

第10条 緊急時の代理	11
第11条 事件の回付	11

第2編 司法行政事務の代理順序

第12条 本庁の司法行政事務の代理順序	12
第13条 田辺支部、御坊支部及び新宮支部の司法行政事務の代理順序	12
第14条 緊急時の代理	12
附則	12

平成31年度における和歌山家庭裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割並びに裁判事務及び司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

第1編 裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び裁判事務の代理順序

第1章 本 庁

(裁判官の配置)

第1条 裁判官の配置は次のとおりとする。

清水 韶
伊丹 恭
武田 正
真鍋 麻子
寺元 義人
並河 浩二
小坂 茂之
炭村 啓
雨宮 隆介
五十部 隆
高木 亨
岩谷 彩

(裁判事務の分配)

第2条 裁判事務は、次のとおり分配する。

(1) 家事事件及び訴訟等事件

ア 合議制事件

(裁判長) 清水 韶
伊丹 恭
真鍋 麻子

寺 元 義 人
炭 村 啓
雨 宮 隆 介
五十部 隆
岩 谷 彩

イ 一人制事件

(ア) 家事審判事件

a 子の氏の変更, 相続放棄, 相続の承認・放棄の期間伸長, 限定承認,
保護者選任事件, 後見関係事件, 児童福祉法第28条事件, 児童福祉法
第33条事件並びに親権喪失, 親権停止及び管理権喪失事件

2分の1 寺 元 義 人
2分の1 雨 宮 隆 介

b 財産管理事件

寺 元 義 人

c 上記以外の家事審判事件

4分の3 寺 元 義 人
4分の1 雨 宮 隆 介

ただし, 家事調停から家事審判に移行した事件は, 上記にかかわらず,
家事調停事件担当裁判官が担当する。

(イ) 家事調停事件

a 家事調停事件のうち家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての
調停事件

3分の2 寺 元 義 人
3分の1 雨 宮 隆 介

ただし, 清水響裁判官が担当する c の家事調停事件と同時又は同事
件の係属中に申し立てられた家事事件手続法別表第二に掲げる事項につ

いての調停事件（遺産分割事件を除く。）については、清水響裁判官がこれを担当することができる。

b 家事事件手続法第277条事件

3分の2 寺元義人

3分の1 雨宮隆介

c 上記以外の家事調停事件

4分の1 清水響

4分の2 寺元義人

4分の1 雨宮隆介

ただし、上記aただし書が適用されなかつた家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての調停事件と関連する清水響裁判官のc事件の担当事件は、寺元義人裁判官と雨宮隆介裁判官に各2分の1の割合で割り替える。

d 受訴裁判所の決定により家事調停に付された事件は、上記にかかわらず、受訴裁判所で当該事件を担当した裁判官に分配する。

e 上記aからcのうち、妙寺出張所に出張して行う家事調停事件は、雨宮隆介裁判官に分配する。清水響裁判官又は寺元義人裁判官が担当する家事調停事件のうち、妙寺出張所に出張して行うこととなった事件については、雨宮隆介裁判官に割り替える。

(ウ) 人事訴訟事件、通常訴訟事件及び民事再審事件

2分の1 寺元義人

2分の1 雨宮隆介

(エ) 保全事件

a 口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経ることを要する保全命令事件

3分の2 寺元義人

3分の1 雨宮 隆介

b 上記以外の保全命令事件

5分の2 寺元 義人

5分の3 岩谷 彩

(オ) 訴えの提起前における証拠収集処分の申立事件及び訴えの提起前における証拠保全申立事件

岩谷 彩

(カ) 家事共助事件及び上記に定める以外の家事雑事件

寺元 義人

(2) 少年保護事件等

ア 合議制事件 (イを除く。)

(裁判長) 清水 韶

武田 正

寺元 義人

並河 浩二

小坂 茂之

雨宮 隆介

岩谷 彩

イ 少年保護合議制事件及び一人制事件の少年法第17条第1項第2号又は第3項ただし書の決定に対する異議申立事件、観護措置中の少年に検察官送致決定があった場合のみなし勾留に対する準抗告事件及び少年審判規則第24条の3の同意に関する裁判に対する準抗告事件

(裁判長) 寺元 義人

武田 正

真鍋 麻子

並河 浩二

小坂茂之
雨宮隆介
五十部 隆
岩谷 彩

ウ 一人制事件

(ア) 少年保護事件のうちの身柄事件

2分の1 雨宮 隆介
2分の1 岩谷 彩

(イ) (ア)以外の少年保護事件のうち、一般保護事件

2分の1 小坂 茂之
2分の1 岩谷 彩

ただし、小坂茂之裁判官が担当する一般保護事件のうち、第1回審判期日の前に身柄引上げを予定する事件については、雨宮隆介裁判官に割り替える。

(ウ) (ア)以外の少年保護事件のうち、交通保護事件（車両運転に関する過失致死傷又は業務上（重）過失致死傷、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反、道路交通法違反、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反、道路運送車両法違反及び自動車損害賠償保障法違反の各事件）

岩谷 彩

(エ) 準少年保護事件及び少年雑事件

2分の1 雨宮 隆介
2分の1 岩谷 彩

(オ) 岩谷彩裁判官に分配された事件について、少年法第2.0条の決定を要するときは、これを寺元義人裁判官、雨宮隆介裁判官が処理する。

エ 観護措置等

(ア) 少年法第11条、第12条第1項の処分、同法第17条の観護措置及び同法第43条の勾留に代わる措置の請求については、第1順位として寺元義人裁判官、雨宮隆介裁判官、岩谷彩裁判官が、第2順位として武田正裁判官、並河浩二裁判官、小坂茂之裁判官が、第3順位として伊丹恭裁判官、真鍋麻子裁判官、炭村啓裁判官、五十部隆裁判官が適宜分担する。

(イ) 檢察官送致決定の際の被疑者に付する国選弁護人選任手続は、後記(エ)の場合を除き、第1順位として検察官送致決定を行った裁判官が、第2順位として寺元義人裁判官、雨宮隆介裁判官、岩谷彩裁判官が、第3順位として伊丹恭裁判官、武田正裁判官、真鍋麻子裁判官、並河浩二裁判官、小坂茂之裁判官、炭村啓裁判官、五十部隆裁判官が適宜分担する。

(ウ) 檢察官送致決定後、収容場所に勾留された少年に対する移監の同意請求は、後記(エ)の場合を除き、第1順位として検察官送致決定を行った裁判官が、第2順位として寺元義人裁判官、雨宮隆介裁判官、岩谷彩裁判官が、第3順位として伊丹恭裁判官、武田正裁判官、真鍋麻子裁判官、並河浩二裁判官、小坂茂之裁判官、炭村啓裁判官、五十部隆裁判官が適宜分担する。

(エ) 休日及び退庁時刻後の請求にかかる事件は、当番裁判官が家庭裁判所の裁判官である場合は、当該裁判官に、それ以外の場合は、岩谷彩裁判官、雨宮隆介裁判官、寺元義人裁判官の順に分配する。

(3) 差戻事件等

ア 家事事件及び訴訟等事件にかかる合議制事件の差戻事件は、原裁判をした裁判官以外の裁判官で構成する合議体に、家事事件及び訴訟等事件に係る一人制事件の差戻事件は、原裁判をした裁判官が寺元義人裁判官のときは雨宮隆介裁判官に分配し、原裁判をした裁判官が雨宮隆介裁判官のときは寺元義人裁判官に分配する。また、原裁判をした裁判官が清水響裁判官のときは寺元義人裁判官及び雨宮隆介裁判官に順次分配する。

イ 少年保護合議制事件の差戻事件は、原裁判をした裁判官以外の裁判官で構成する合議体に、少年保護一人制事件の差戻事件は、原裁判をした裁判官が雨宮隆介裁判官又は小坂茂之裁判官のときは岩谷彩裁判官に分配し、原裁判をした裁判官が岩谷彩裁判官のときは雨宮隆介裁判官に分配する。ただし、いずれの裁判官にも差し支えがあるときは、寺元義人裁判官に分配する。

ウ 支部の少年法第17条第1項第2号又は第3項ただし書きの決定に対する異議申立事件、観護措置中の少年に検察官送致決定があった場合のみなし勾留に対する準抗告事件及び少年審判規則第24条の3の同意に関する裁判に対する準抗告事件

(裁判長) 寺元義人
武田正
真鍋麻子
並河浩二
小坂茂之
雨宮隆介
五十部隆
岩谷彩

(開廷日割)

第3条 開廷日割は、次のとおりとする。

(1) 一人制事件

清水響	火（第1, 第2）, 木
寺元義人	月, 火, 水, 木, 金
雨宮隆介	月, 火, 水, 木, 金（ただし、妙寺出張所における開廷は第2月曜（休日の場合は、直近の月曜。））
岩谷彩	月, 火, 水

(2) 合議制事件 隨時

(裁判事務の代理順序)

第4条 裁判官の代理順序は、次のとおりとする。

(1) 一人制事件

ア 家事事件及び訴訟等事件について、担当裁判官に差し支えのあるときは、他の担当裁判官が代理する。

イ 少年保護事件等について担当裁判官に差し支えのあるときは、他の担当裁判官が代理する。

ウ 以上の定めによっても差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

(2) 合議制事件

清水響裁判官が差し支えのため裁判長の職務を執ることができないときは、

第2条(1)ア所定の席次の上位の裁判官がその職務を行う。

第2章 田辺支部

(裁判官の配置)

第5条 裁判官の配置は、次のとおりとする。

丸 山 徹

森 下 宏 輝

岩 谷 彩 (填補)

(裁判事務の分配)

第6条 裁判事務は、次のとおり分配する。

(1) 家事事件及び訴訟等事件

ア 合議制事件

(裁判長) 丸 山 徹

森 下 宏 輝

岩 谷 彩 (填補)

イ 一人制事件

(ア) 家事審判事件及び家事調停事件

丸 山 徹

(イ) 人事訴訟事件、通常訴訟事件及びこれに関連する民事再審事件

2分の1 丸 山 徹

2分の1 森 下 宏 輝

(ウ) 保全命令事件 丸 山 徹

保全異議事件 森 下 宏 輝

(エ) その他の事件

丸 山 徹

(2) 少年保護事件

ア 合議制事件

(裁判長) 丸 山 徹

森 下 宏 輝

岩 谷 彩 (填補)

イ 一人制事件

(ア) 少年保護事件のうちの身柄事件

2分の1 森 下 宏 輝

2分の1 岩 谷 彩 (填補)

(イ) (ア)以外の少年保護事件のうち、一般保護事件

5分の1 森 下 宏 輝

5分の4 岩 谷 彩 (填補)

(ウ) (ア)以外の少年保護事件のうち、交通保護事件（車両運転に関する過失致死傷又は業務上（重）過失致死傷、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反、道路交通法違反、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反、道路運送車両法違反及び自動車損害賠償保障法違反

の各事件を含む。)

5分の1 森下宏輝

5分の4 岩谷 彩(填補)

(エ) 準少年保護事件及び少年雑事件

2分の1 森下宏輝

2分の1 岩谷 彩(填補)

(オ) 岩谷彩裁判官に分配された事件について、少年法第20条の決定を要するときは、これを丸山徹裁判官、森下宏輝裁判官が処理する。

(3) 御坊支部の少年保護事件(準少年保護事件及び少年雑事件を含む。)に関する事務は、田辺支部において取り扱う。

(開廷日割)

第7条 開廷日割は、次のとおりとする。

(1) 一人制事件

丸山徹 月、火、水

森下宏輝 火、水

岩谷彩 隨時

(2) 合議制事件 隨時

(裁判事務の代理順序)

第8条 裁判事務の代理順序は、次のとおりとする。

(1) 一人制事件

ア 丸山徹裁判官又は森下宏輝裁判官に差し支えのあるときは、それぞれ互いに他を代理し、岩谷彩裁判官に差し支えがあるときには、第1順位として森下宏輝裁判官が、第2順位として丸山徹裁判官が代理する。

イ 丸山徹裁判官、森下宏輝裁判官及び岩谷彩裁判官がいずれも差し支えのときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

(2) 合議制事件

ア 裁判官に差し支えがあって合議体を構成することができないときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

イ 丸山徹裁判官が差し支えのため裁判長の職務を執ることができないときは、森下宏輝裁判官がその職務を行う。

第3章 御坊支部及び新宮支部

(裁判官の配置等)

第9条 御坊支部及び新宮支部の裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び裁判事務の代理順序は、次のとおりとする。

府名	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日割	裁判官の代理順序	
御坊	森下 宏輝	全 部	月、木	丸山 徹	左記の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が代理する。 丸山 徹 森下 宏輝
新宮	小野 啓介	全 部	月、火、木	次の順に代理する。	

第4章 その他

(緊急時の代理)

第10条 緊急のため、裁判事務の代理順序に関し、前条までの定めによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

(事件の回付)

第11条 係属する事件を当該本庁若しくは支部で処理することが相当でないとき、又は本庁若しくは他の支部で処理することが相当なときは、常任委員会の承認を得て、当該事件を本庁又は他の支部に回付することができる。

2 前項の定めにかかわらず、次の場合には、担当する裁判官の判断で、当該事件を回付できる。

(1) 関連事件がある場合で、関係各裁判官が協議して当該事件を回付するとき。

- (2) 管轄区域の定めに応じて提起等された事件について、当該事件を管轄区域の定め外の本庁又は他の支部に回付するとき、回付される本庁又は他の支部において処理をするのが相当である事件について関係各裁判官が協議して回付するとき。
- (3) 管轄区域の定めに反して提起等された事件について、当該事件を本来審理すべき本庁又は他の支部に回付するとき。
- (4) 少年保護事件について、少年の住居、少年の住居が定まらない場合においては保護者の住居が、本庁又は他の支部の管轄区域内にある場合に、これらの住居を管轄区域とする本庁又は他の支部に当該事件を回付するとき。
- (5) 少年保護事件について、少年に対して既に本庁又は他の支部において試験観察を実施している場合に、当該事件をその本庁又は支部に回付するとき。

第2編 司法行政事務の代理順序

(本庁の司法行政事務の代理順序)

第12条 所長に差し支えのあるときの司法行政事務は、次の裁判官の順に代理する。

寺 元 義 人
伊 丹 恭
武 田 正

(田辺支部、御坊支部及び新宮支部の司法行政事務の代理順序)

第13条 支部長に差し支えのあるときの司法行政事務は、田辺支部については森下宏輝裁判官が、御坊支部及び新宮支部については丸山徹裁判官が、それぞれ代理する。

(緊急時の代理)

第14条 緊急のため、司法行政事務の代理に関し、第12条及び第13条の定めによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。